

令和3年度以降の復興の取組について(案) (全体像)

- 復興・創生期間後の基本方針及び復興庁設置法等の一部を改正する法律に基づき、令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた検討課題、事業規模と財源を定める。

復興期間

令和3年度から7年度までの新たな復興期間5年間については、「第1期 復興・創生期間」の理念を継承し、その目標の実現に向け、取組を更に前に進めるため、「第2期 復興・創生期間」と位置付ける。

今後の取組

1. 地震・津波被災地域

(検討課題)

- (1) 岩手復興局及び宮城復興局の位置
 - ・課題が集中する沿岸部への移設
- (2) 復興特別区域法の対象地域の重点化
- (3) 地方創生との連携強化

2. 原子力災害被災地域

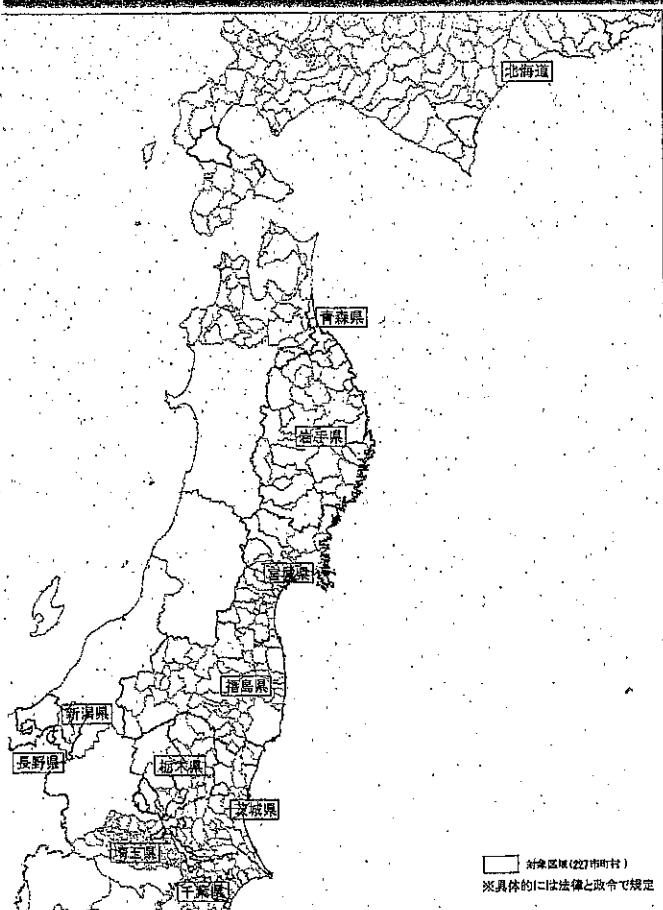
(検討課題)

- (1) 移住等の促進
- (2) 国際教育研究拠点
 - ・有識者会議最終とりまとめ(6/8)
 - ・年内を目途に政府の成案を得る
- (3) 営農再開の加速化、税制措置等

事業規模と財源

- 事業規模：(平成23～令和2年度) 31.3兆円程度 + (令和3～7年度) 1.6兆円程度 = 32.9兆円程度
 ○ 財源：(平成23～令和2年度) 32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32.9兆円程度

東日本大震災復興特別区域法の対象区域



北海道: 鹿部町、八雲町、広尾町、浜中町
 青森県: 八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町
 岩手県: 県内全市町村
 宮城県: 県内全市町村
 福島県: 県内全市町村
 茨城県: 水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市
 龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市
 北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市
 筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市
 神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町
 美浦村、阿見町、河内町、利根町
 栃木県: 宇都宮市、足利市、佐野市、小山市、真岡市
 大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市
 那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
 高根沢町、那須町、那珂川町
 埼玉県: 久喜市
 千葉県: 千葉市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、野田市
 成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市
 八千代市、我孫子市、浦安市、印西市、富里市
 匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、酒々井町
 萩町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町
 横芝光町、白子町
 新潟県: 十日町市、上越市、津南町
 長野県: 野沢温泉村、栄村

※ 上記対象区域は重点化前（現在）の対象区域